

田川地区障害者差別解消支援地域協議会規約

(目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条の規定による障害者差別解消支援地域協議会の事務を、田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村及び福智町（以下「関係市町村」という。）の共同で処理することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、田川地区障害者差別解消支援地域協議会という。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 関係市町村における障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消を推進するための協議に関すること。
- (2) 障害者差別に対する相談体制の構築、相談事案の進行管理等に係る協議に関すること。
- (3) 障害者差別の実態及びその解消の取組に関する情報交換並びに関係者の共通認識の醸成に関すること。
- (4) 一つの市町村だけでは解決できない相談事案が生じた場合の紛争解決に向けた調整に関すること。
- (5) その他第1条の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる機関等からそれぞれ1人ずつ選出された委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、関係市町村から選出された委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の開催日時、場所及び付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 会長は、会議に、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(実務者会議)

第7条 協議会に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、関係市町村の障害者差別に関する事務を所管する部署に所属する職員をもって組織し、その代表者を互選により定める。
- 3 実務者会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。
 - (1) 協議会において検討された事項のうち実務的な協議が必要なものに関すること。
 - (2) 関係市町村における障害者差別の実態把握に関すること。
 - (3) 関係市町村における紛争の防止、解決に向けた協議及び活動状況の情報共有に関すること。
 - (4) 障害者差別の解消に関する取組の共有及び分析に関すること。
 - (5) 障害者差別の解消に資する取組の周知及び啓発のための研修に関すること。
- 4 実務者会議は、前項の規定による代表者が招集する。
- 5 前各項に定めるもののほか、実務者会議の運営に関し必要な事項は、実務者会議において定める。

(紛争調整委員会)

第8条 協議会は、第3条第4号に規定する事務を処理するため、紛争調整委員会を設置することができる。

- 2 紛争調整委員会の委員は、相談事案に応じて協議会の委員の中から選出する。
- 3 紛争調整委員会の会務は、協議会の会長が総理する。
- 4 第6条の規定は、紛争調整委員会について準用する。

(事務局)

第9条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、協議会及び紛争調整委員会の運営に関する事務を処理する。
- 3 事務局の事務は、会長が属する市町村の障害者差別に関する事務を所管する部署が処理する。

(守秘義務)

第10条 協議会、実務者会議又は紛争調整委員会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、その事務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

(事務局の特例)

- 2 第9条第3項の規定にかかわらず、当分の間、事務局の事務は、田川地区人権センターの事務局が処理する。

(法第18条第5項の規定による公表)

- 3 法第18条第5項の規定による公表は、この規約の施行の日以後、関係市町村のそれぞれが速やかに行うものとする。

(別表)

分野	機関等
国の機関	法務省福岡法務局田川支局
	厚生労働省田川公共職業安定所
県の機関	福岡県田川児童相談所
	福岡県田川保健福祉事務所
当事者	田川市障害者団体連絡協議会
	田川郡身体障害者福祉連合会
福祉等	社会福祉法人田川市社会福祉協議会、社会福祉法人香春町社会福祉協議会、社会福祉法人添田町社会福祉協議会、社会福祉法人糸田町社会福祉協議会、社会福祉法人川崎町社会福祉協議会、社会福祉法人大任町社会福祉協議会、社会福祉法人赤村社会福祉協議会又は社会福祉法人福智町社会福祉協議会
	田川地区人権センター
教育	田川市小中学校校長会
	田川郡小中学校校長会
事業者	田川商工会議所
	豊前川崎商工会議所
	香春町商工会、添田町商工会、糸田町商工会、大任町商工会、赤村商工会又は福智町商工会
関係市町村	田川市
	香春町
	添田町
	糸田町
	川崎町
	大任町
	赤村
	福智町